

議第 3 7 号

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則（第 5 6 条）</p> <p>付則</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 4 条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は，次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>医師，薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p>第 7 章 雑則（第 5 6 条・<u>第 5 7 条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 4 条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は，次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>

(2) ～(4) 略

(5) 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「旧令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) ～(5) 略

(6) 略

4・5 略

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専

(2) ～(4) 略

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(6) 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「旧令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) ～(5) 略

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) 略

4・5 略

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専

ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 略

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第17条 略

2～5 略

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

（施設サービス計画の作成）

第18条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者

ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 略

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第17条 略

2～5 略

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

（施設サービス計画の作成）

第18条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者

(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催, 担当者に対する照会等により, 当該施設サービス計画の原案の内容について, 担当者から, 専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は, 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第29条 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は, 従業者の資

(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし, 入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合には, テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得たものに限る。)をいう。以下同じ。)の開催, 担当者に対する照会等により, 当該施設サービス計画の原案の内容について, 担当者から, 専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は, 入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り, 自立した日常生活を営むことができるよう, 各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は, 入院患者の口腔の健康の保持を図り, 自立した日常生活を営むことができるよう, 口腔衛生の管理体制を整備し, 各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は, 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第29条 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は, 従業者の資

質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第31条 略

(衛生管理等)

質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 略

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第32条 略

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

(揭示)

第34条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第32条 略

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

(揭示)

第34条 略

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 略

(基本方針)

第43条 略

2 略

(構造設備)

第44条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，廊下，機能訓練室及び浴室については，次の基準を満たさなければならない。

2～4 略

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において，介護職員その他の従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第43条 略

2 略

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(構造設備)

第44条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット，廊下，機能訓練室及び浴室については，次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) ～(4) 略

3・4 略

第45条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) ～(4) 略

3・4 略

第45条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける

こと。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) ～(4) 略

3・4 略

第46条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

こと。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) ～(4) 略

3・4 略

第46条 略

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 病室

(ア) 略

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。た

<p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) 略 イ～エ 略 (2) ～(4) 略 3・4 略 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第48条 略 2～7 略 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) ・(3) 略 9 略 (運営規程) 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～(7) 略 (8) 略</p>	<p><u>だし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) 略 イ～エ 略 (2) ～(4) 略 3・4 略 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第48条 略 2～7 略 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) ・(3) 略 9 略 (運営規程) 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～(7) 略 (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) 略</p>
---	---

(勤務体制の確保等)

第53条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第

(勤務体制の確保等)

第53条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条の3まで、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用す

27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

る第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設及びそ

の従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業

者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第56条 略

付 則

第9条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第11条において同じ。）を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

第10条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（旧令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第12条において同じ。）を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) ～(5) 略

(委任)

第57条 略

付 則

第9条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第11条において同じ。）を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

第10条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床（旧令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）の転換（当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第12条において同じ。）を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和6年3月31日までの間は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) ～(5) 略

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養

<p>(6) 略</p> <p>第11条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>第12条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>	<p><u>型医療施設にあつては、1以上</u></p> <p>(7) 略</p> <p>第11条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>第12条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>
---	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めおくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第5条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号又は同条第3項第2号及び第3号、第53条第2項、付則第2条第2号、付則第3条、付則第9条並びに付則第10条第2号及び第3号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第6条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、この条例による改正前の呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第2項第1号ア(ウ) b、第45条第2項第1号ア(ウ) b及び第46条第2項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている病室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努め

なければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。